

入札説明書

城里アグリ株式会社の特用林産物活用施設等整備事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年5月8日

2 担当部局

〒311-4304

茨城県東茨城郡城里町下青山970

城里アグリ株式会社 代表取締役 鄭 豊之

電話 029-288-4111

FAX 029-288-3607

3 入札に付する事項

(1) 工事の名称

特用林産物活用施設等整備事業

(2) 工期

契約日の翌日から令和9年3月10日（水）まで

(3) 工事場所

茨城県東茨城郡城里町下青山 地内

4 入札参加資格

入札公告の4に掲げる資格要件を全て満たすものであること。

5 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者は、入札公告の5に掲げる資料を受付期間の末日までに提出すること。なお提出資料は、紙媒体のものに限る。

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年5月15日（金）午後5時まで

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は紙媒体により提出すること。なお、ファクシミリによる質問も認める。（様式は、「質問票」の様式を使用すること。）

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年5月18日（月）午後5時まで

イ 方法

ファクシミリ等により回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に4及び入札公告に定める要件に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式1号、以下「確認申請書」という。)

イ 契約にかかる氏名停止に関する申立書(別紙 以下、「申立書」という)

ウ 納税証明書の写し

エ 調達物件等の納入実績(様式は任意とする)

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出先

2の担当部局に同じ。

8 入札・開札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年5月22日(金) 12時00分

(2) 場 所 城里アグリ株式会社 事務室

9 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。請負代金の10分の1以上を納付。ただし、担保として利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

紙入札による場合は、入札書に必要な事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

令和8年5月21日(木)午後5時までに、郵便又は持参し、2の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がないもの

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 入札書等において、記名押印を欠くとき
- (8) 入札書において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 城里アグリ株式会社 代表取締役が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
なお、競争入札参加者又はその代理人等の直接入札者がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員に、これを代わってくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子調達システムにより通知する。郵便により入札した者には、電話又ファクシミリにより連絡する。
- (5) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- (6) 再度入札は1回とする。
- (7) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (8) 再度入札を行っても落札者がいないときは、参加者のうちで最低価格の入札した者に見積書の提出を求め、随意契約を行うものとする。なお、見積書の場合は、その見積もった契約金額（消費税等込み）を記載すること。
- (9) 落札者等が、指定期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札等の決定を取り消すものとする。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、紙媒体により入札書を提出した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届（別記3）を提出するものとする。

14 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。ただし、公表又は無断で他の目的に使用しない。
- (2) 落札者等において、指定期日までに契約の締結をしない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について氏名の制限等の措置を取られることがある。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、全て当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。